

### 【意見】

私の田んぼは薄根川南岸の木田地区にあり稲刈りの最盛期ですが、農道をバイパス代わりにされて農耕車は邪魔にされ、さらに空き缶、空き瓶などを田んぼに投げ込まれ、機械がトラブルになり・・・

今更ですがなぜ圃場整備などに賛成してしまったのかと反省してしまいます。4トン車が積載状態で川場方面から何往復も通過したためか舗装もヒビ割れがひどい状態です。誰が補修代をだすのか・・・こんなことをいつまでも黙認していれば、農家の衰退は更に早まるでしょう。規制は無理とおもいますが、ゴミ捨て対策だけでもなんとかならないでしょうか。春の道路、水路清掃では2トン車に積みきれないくらいのゴミが集まります。

男性50代：市内在住

### 【回答】

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により、国県市・事業者・市民のみなさんそれぞれが役割に応じ排出される廃棄物を適正に処理することとされております。

また、平成25年10月1日に「沼田市くらしの環境美化条例」を施行し、市・市民・事業者が一体となって連携・協力してくらしの環境美化を推進し、良好な生活環境の保全に取り組むこととなりました。

市ではご指摘のありました不法投棄につきましても、地域や警察などの関係機関と連携を図りながら、広報やチラシなどにより繰り返し不法投棄防止の意識啓発に努めるなど諸処の対策を講じております。

具体的には、広報やチラシの他に、不法投棄監視パトロールや市・沼田警察署・沼田市環境保健協議会の連名による不法投棄防止看板の設置を行っております。この不法投棄防止看板は、地域や市民の皆さんからの要望により、必要な箇所に適宜設置をお願いしているものです。

このように、不法投棄防止に努めておりますが、粛々と施策を進める以外になかなか特効薬となるものがないのも実情ですので、今後も不法投棄防止に向け努めてまいりたいと考えております。

なお、不法投棄看板の設置を希望する場合は、環境課廃棄物係にご連絡をお願いいたします。

担当 市民部環境課廃棄物係